

## 災害時における防災活動協力に関する協定書

大阪市（住吉区役所）（以下「甲」という。）とイオンタウン株式会社（以下「乙」という。）及び株式会社ダイエー（以下「丙」という。）は、災害時におけるイオンタウンあびこ駅前及びフードスタイルあびこ駅前店（以下「乙及び丙の店舗」という。）による防災活動協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、大阪市住吉区域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した、又は発生するおそれがある場合に、甲が乙及び丙の協力を得て災害時避難所等で使用する物資の供給を迅速かつ円滑に行うほか、行き場のない帰宅困難者（以下「帰宅困難者」という。）に対する対応について必要な事項を定めるものとする。

甲は、乙及び丙が罹災する等の特別な事情により、本協定に基づく甲への協力が困難と判断した場合、必ずしも要請に応じることがないことにつき同意するものとする。

### （支援協力の内容等）

第2条 本協定により、甲が乙及び丙に要請する協力（以下「支援協力」という。）は次のとおりとする。ただし、乙又は丙が罹災する等の特別な事情により支援協力できないときは、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

- (1) 丙は甲に対し、災害時避難所等で使用する食料、生活物資等を可能な範囲で提供すること。
  - (2) 乙及び丙の店舗において、被災者及び帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
  - (3) 乙及び丙の店舗において、被災者及び帰宅困難者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害の状況を可能な範囲で提供すること。
  - (4) 乙及び丙の店舗における任意のスペースを帰宅困難者が安全に滞在することができる場所（以下「待機場所」という。）として、可能な範囲で提供すること。
- 2 乙及び丙は、提供した乙及び丙の店舗、物資等において発生した事故等に対する責任を、乙又は丙に帰すべき事由のない限り負わないものとする。
- 3 乙及び丙の店舗の提供期間は、乙及び丙の営業に支障のない範囲内で、甲乙丙が協議のうえ決定するものとする。

### （支援協力要請の手続）

第3条 甲は、丙に対し、前条第1項第1号の支援協力を受けようとする場合には、支援協力の種類、数量、受渡し場所、方法、日時等を明らかにし、物資供給要請書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

2 甲は、乙及び丙に対し、前条第1項第4号に基づき乙及び丙の店舗を待機場所として提供を受けようとする場合には、文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

### （物資の運搬、受渡し）

第4条 物資の受渡し場所は、甲が丙に対して災害の状況に応じ指定するものとし、受渡し場所

までの物資の運搬は、丙又は丙の指定する者が行うものとする。ただし、丙又は丙の指定する者による運搬が困難であるときは、甲又は甲の指定する者が受渡し場所までの物資の運搬を行うものとする。

#### (費用負担)

第5条 甲の要請により丙が第2条第1項に基づき支援協力を実施した場合は、要した経費(物資の提供及び運搬に要した費用)について、甲丙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

2 物資の価格及び運搬に要した費用は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な請求書を受理してから速やかに甲が丙に支払うものとする。

3 乙及び丙の店舗の使用料(光熱水費を含む。)は、無償とする。ただし、汚損・き損など、甲が乙及び丙の店舗を使用したことに伴い発生する費用は、その汚損・き損などが甲の利用中に生じたものである場合には甲が負担することとし、乙は、第10条により甲が乙及び丙の店舗の使用を終了し明渡した後に、これを甲に請求できるものとする。

#### (連絡先等確認)

第6条 物資の要請及び供給を円滑に行うため、甲丙は、それぞれ連絡先及び連絡責任者を定め、連絡責任者選任届により報告するものとする。この場合において、内容の変更が生じたときは、速やかに相手方に通知するものとする。

#### (管轄裁判所)

第7条 甲、乙及び丙は、本協定に関する訴訟調停その他の紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

#### (有効期間)

第8条 本協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1カ月前までに、甲乙丙いずれかも相手方に対して特段の意思表示がないときは、本協定は同一条件で更に1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

#### (乙及び丙の店舗使用の解消への努力)

第9条 甲は、乙及び丙が早期に乙及び丙の店舗使用を再開できるよう配慮するとともに、待機場所の早期閉鎖に努めるものとする。

#### (閉鎖届)

第10条 甲は、乙及び丙の店舗の使用を廃止する際は、乙及び丙に閉鎖届を文書で提出するとともに、乙及び丙の店舗を使用前の原状に復し、乙及び丙の確認を受けた後、明渡すものとする。

#### (避難誘導及び退去誘導)

第11条 甲は、第3条第2項に基づき乙及び丙の店舗を待機場所として、乙及び丙から引渡された場合、帰宅困難者の対応にあたるものとする。ただし、甲が対応出来ない場合は、甲の指示に基づき乙及び丙が帰宅困難者に可能な限り対応する。

2 甲は、近隣の指定避難所への避難誘導が可能になった際、甲の責任において速やかに被災者等を乙及び丙の店舗外に誘導し、退去させるものとする。

(協議事項)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、誠意をもって甲乙丙が協議の上で決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

令和8年4月23日

甲 大阪市住吉区南住吉3丁目15番55番  
大阪市  
大阪市協定締結担当者  
住吉区長 橋 隆義

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1  
イオンタウン株式会社  
代表取締役 加藤 久誠

丙 兵庫県神戸市中央区港島中町4丁目1番1  
株式会社ダイエー  
代表取締役 西峠 泰男